

大学等連携推進法人（仮称）の制度化の目的について

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、多様化する学修者のニーズや社会からの要請に応えていかなければならない。
- このためには、各大学がそれぞれ取り組むだけでなく、自らの強みや特色を生かしつつ他の高等教育機関などと連携、協力して取り組んでいくことが効率的であり効果的である。
- その際、地域によっては、国公私の設置者の枠組みを越えて連携、協力を行うことが必要な場合も想定され、設置者の枠組みを越えた連携を円滑に進めるための仕組みが必要と考えられる。
- そこで、大学が国公私の枠組みを越えて、地域や分野における機能分担や教育研究、事務の連携を進めるための選択肢の一つとして大学等連携推進法人（仮称）の導入を推進する。
- 本法人は大学の機能強化に資する連携協力の推進を目的とするものであり、機能強化につながらないような取組の推進を意図するものではない。

一般社団法人の枠組みを活用することについて

- 一般社団法人においては、社員となる大学等は、対等な立場で社員総会の構成員となり、法人の意思決定に参画することとなる。
- 法人において連携に係る協議調整や意思の疎通を図ることにより、共有された理念や方針、決定した内容を踏まえて、大学等間における緊密な連携を円滑かつ一体的に進めることができると考えられる。
- また、法人格を有することにより、各大学等が共通して行うことが効率的・効果的な業務（FD・SDの共同実施など）を大学等連携推進法人が主体的に行うことが可能となる。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」における 地域連携プラットフォーム及び大学等連携推進法人に関する主な記述

地域連携プラットフォーム

Ⅱ. 教育研究体制 ー多様性と柔軟性の確保ー

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

＜具体的な方策＞

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

- 地域における高等教育のグランドデザインの策定をはじめ、地域の高等教育に積極的に関わるという観点から、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等とが恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築を進めるとともに、「地域連携プラットフォーム（仮称）」において議論すべき事項等について、国による「ガイドライン」を策定する。

大学等連携推進法人

Ⅱ. 教育研究体制 ー多様性と柔軟性の確保ー

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

＜具体的な方策＞

大学等の連携・統合の促進

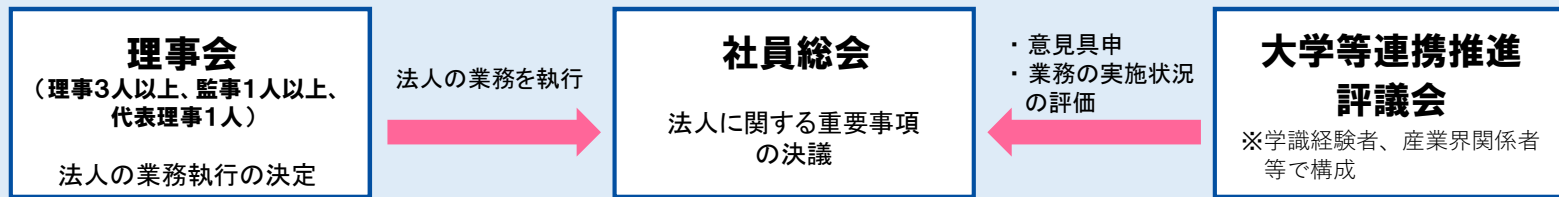
3. 国公立の枠組みを越えた連携の仕組み

- 国公立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学等の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））を導入する。その際、連携を推進するための制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関連して全ての科目を自大学で開設するという設置基準の緩和等）を、質の保証に留意しつつ、併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配慮する。

大学等連携推進法人(仮称)のイメージ【更新版】

- グランドデザイン答申を踏まえ、国公私の枠組みを超えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど各大学等の強みを生かした連携を可能とする制度を導入する。
- 具体的には、複数大学の参画の下、①地域や分野における大学間の連携推進方針を策定し、②連携推進業務を目的とする一般社団法人を、③文部科学大臣が認定し、④教学面での一定の規制緩和措置を認める制度を検討する。

(一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構



文部科学大臣

※法人には、毎年度、当該年度における連携推進業務の実施計画を定め、当該年度の開始前に公表し、終了後には、事業報告書等の公表を求める

連携推進方針

- 参加大学相互間の機能分担及び業務連携に関する事項及びその目標

連携推進業務(例)

教育機能の強化

- 単位互換の促進、授業科目の共同開設※、共同教育課程(共同学位)の促進※、教職課程の共同設置※

研究機能の強化

- 産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同利用、知的財産の共同管理

運営の効率化

- FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

※一法人傘下の大学間及び大学等連携推進法人における参加大学間に限定して認めるもの

大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 連携推進業務を安定的かつ一体的に行うことが可能な組織体制、役員の構成であること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること
- 大学間の教学管理体制が具備されていること

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

参加法人(大学または短期大学を設置する者)

(例)国立大学法人



国立大学

(例)公立大学法人



公立大学

(例)学校法人



私立大学



・研究開発法人
・高等専門学校
・関係自治体
等

※全学的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能

大学等連携推進法人の制度に関する論点

令和2年1月22日
中央教育審議会大学分科会資料

制度設計における考え方

- **大学等連携推進法人は、国公私の枠組みを越えた教育研究や事務の連携により、各大学等の強みや特色を活かした連携を推進する制度。**また、**大学間の連携を推進するため教学面での一定の特例措置を認めることを検討。**
- こうした特例措置を認める前提として、通常の大学間連携に比して、より継続性・安定性の高い連携が期待されており、**強固で緊密な連携体制の構築が求められている。**また、大学間連携や大学と地域との連携推進を目的とする法人であり、**法人としての公益性も求められる**ことに鑑み、大学等連携推進法人には、**一般社団法人制度の枠組みの中で大学設置法人と同程度のガバナンスの仕組みを設ける必要**がある。
- また本制度は、各大学等の強みや特色を生かした連携推進を目的とするものであり、**定員割れや赤字経営の大学の安易な救済につながらない**ような仕組みとする必要がある。

大学等連携推進法人の認定基準について①

認定基準の
考え方

- 複数の大学が社員として参画し、大学等の教育研究や事務の連携推進を目的とする**一般社団法人のうち、強固で緊密な連携が図られる体制の構築や公益性の確保等の観点から文部科学大臣が定めた基準に適合すると認めるものを、大学等連携推進法人（以下、「連携推進法人」という。）として認定する仕組み**としてはどうか。
- 別途検討する教学上の特例の適用対象となるために必要な条件を満たすような認定基準としてはどうか。
- 連携推進法人が行う業務や取組は地域の実情により様々であり、特定の業務を義務付けないこととするか。

大学等連携推進法人の認定基準について②

<p>業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>複数大学間において業務の連携を促進するための方針（以下、「大学等連携推進方針」という。）を策定し、当該方針に沿った業務（以下、「大学等連携推進業務」という。）を主たる業務として行うこと</u>としてはどうか。 ○ 大学等連携推進業務として、具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教学上の特例を活用した共同教育を実施するための協議の場の設置や事前に決めておくべき事項を網羅した協定の策定等</u>教学面の連携を推進するための業務 ・ <u>共同研究や研究施設の共同利用等を実施するための協議、調整等</u>研究面の連携を推進するための業務 ・ <u>FD・SDや事務の共同実施、人事交流の調整、物品等の共同調達のための調整、交渉等</u>参加大学間の運営機能の強化、効率化を図るための業務 <p>など各大学の強みや特色を生かした様々な取組を促進するための業務が考えられる。</p> ○ 連携推進法人が収益事業等大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすものでないことを要件としてはどうか。 ○ 大学等連携推進業務を行うに当たり、社員、役員等の関係者に対し特別の利益を与えない旨を定款で定めていることを要件としてはどうか。
<p>法人の能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携推進法人が業務の実施及び適切な会計処理を行うのに必要な能力を有しているか確認するため、<u>公益認定法人の認定基準に準じて大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること</u>を要件として、求めてはどうか。
<p>社員① (参加法人について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学間の連携を推進する法人であることから、<u>社員として参画する大学又は短期大学等を設置する者（以下、「参加法人」という。）は複数</u>を前提としてはどうか。
<p>社員② (参加法人以外の者について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他以下の者が社員として参画することを認めてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携推進法人と関係する<u>地方公共団体</u> ・ <u>高等専門学校を設置する者及び研究開発法人等研究機関</u> ・ その他連携推進法人の業務内容と関係する営利を目的としない者（経済団体や地域の高校の校長会等） ○ 連携推進法人は、大学間や大学と地域との連携を推進するなど法人としての公益性が求められることから、<u>社員は営利を目的としない法人に限定して</u>はどうか。

大学等連携推進法人の認定基準について③

<p>社員総会における議決権の取扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>社員総会における議決権について原則 1 社員 1 議決権としつつ、定款において別段の定めをすることを認めてはどうか。</u> その場合であっても公益認定法人に準じて、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること ・ 社員が当該連携推進法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないことを要件としてはどうか。 ○ <u>大学等連携推進法人の制度趣旨に鑑み、参加法人の有する議決権の合計が参加法人以外の者を含む総社員の議決権の過半を占めることを要件としてはどうか。</u>
<p>理事会、代表理事、監事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>理事会を必置</u>とし業務執行は理事会が行うこととしてはどうか。 ○ 理事会は <u>3 名以上の理事</u>をもって構成することとし、法人を代表する <u>代表理事を 1 名</u>置くこととしてはどうか。 ○ 理事の職務の執行状況を監査する <u>監事を 1 名以上</u>置くこととしてはどうか。 ○ 各役員について、<u>当該役員、その配偶者及び三親等以内の親族等が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがない</u>こととしてはどうか。
<p>法人としての公益性の確保①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携推進法人の公益性を担保するため以下の要件を課してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携推進法人における <u>剰余金の分配を行わない</u>ことを定款で定めていること ・ <u>解散時の残余財産について国や地方公共団体、大学設置法人等公益的な団体に帰属させる</u>旨を定款で定めていること ・ <u>営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、役員としない</u>旨を定款で定めていること
<p>法人としての公益性の確保②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携推進法人の透明性の確保や業務の進捗状況の把握のため、以下の書類の公表を要件としてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 毎年度 <u>事業開始前に当該年度の実施計画</u> ・ 毎年度 <u>終了後 3 月以内に事業報告書、財産目録等の財務書類、監査報告書</u> ・ 役員名簿、役員報酬基準

認定基準以外の検討課題について

大学等連携
推進評議会

- **大学等連携推進評議会については、連携推進法人の業務の実施状況を評価し、社員総会に対して意見具申を行うものとした上で、連携推進法人については様々な様態が考えられることを踏まえ、任意設置としてはどうか。**

合併

- **連携推進法人間の合併は認めないこととし、複数の連携推進法人を統合する際には、改めて新たな連携推進法人として文部科学大臣の認定を求めることとしてはどうか。**

認定手続きについて

認定の
仕組み

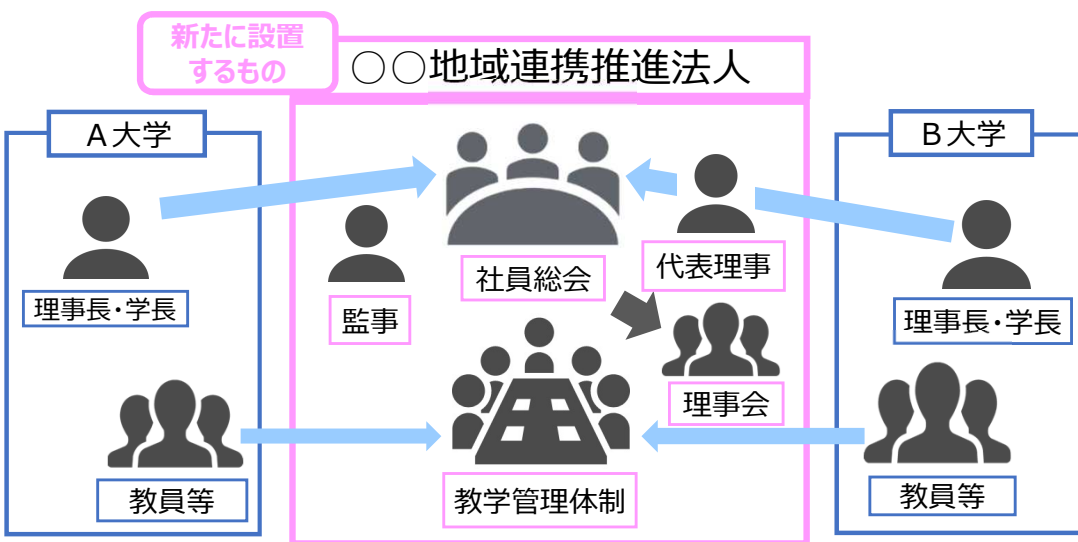
- 連携推進法人の認定にあたっては、申請者が法人の運営に必要な能力を有しているか、認定基準を満たしているか等をどのようなプロセスで確認することが必要か。

認定の取消
し事由

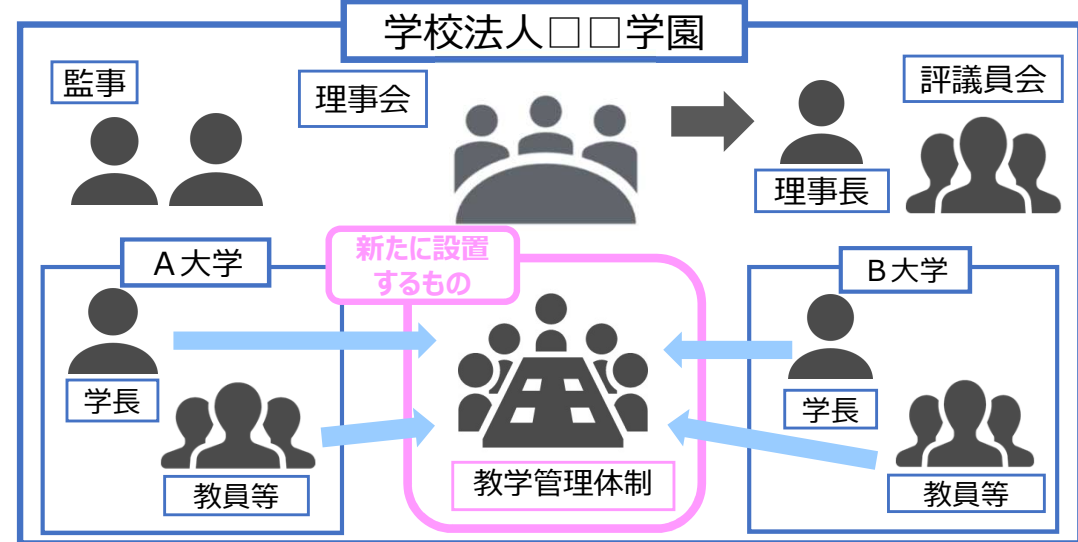
- 文部科学大臣の**認定の取消し事由**は以下のものとしてはどうか。
 - ◆ **認定を取り消さなければならない事由**
 - ①偽りその他不正の手段により認定を受けた場合
 - ②役員が欠格事由に該当するに至った場合
 - ◆ **認定を取り消すことができる事由**
 - ①文部科学大臣が定める認定告示に適合しなくなった場合、
 - ②連携推進法人から認定取消しの申請があった場合、
 - ③大学等連携推進業務の実施において学校教育法等の教育関係法令に違反した場合

大学等連携推進法人（仮称）と複数大学設置法人とのガバナンスの考え方について

大学等連携推進法人（仮称）のイメージ



複数大学設置法人（学校法人の場合）のイメージ



大学等連携推進法人のガバナンスについて

認定要件

最高の意思決定機関	社員総会	
業務執行の決定	理事会	○
業務執行権限	代表理事	○
理事の数	理事 3 名以上	○
監査機能	監事 1 名以上	○
諮問機関	大学等連携推進評議会（任意設置）	
公益性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 定款の内容の公表 事業計画、事業報告書の公表 財務書類、監査報告書等の公表 役員名簿、役員報酬基準の公表 	○
教学の責任者	各大学の学長	
教学管理体制 (教学上の特例の論点)	<ul style="list-style-type: none"> 参加大学の教学の責任者等で構成される協議の場の設置、協定の締結 参加大学数の制限 	

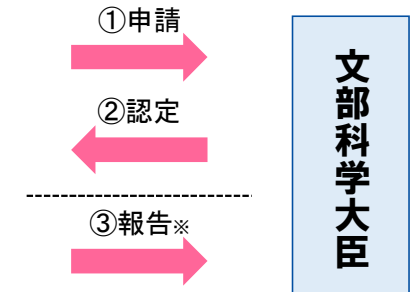
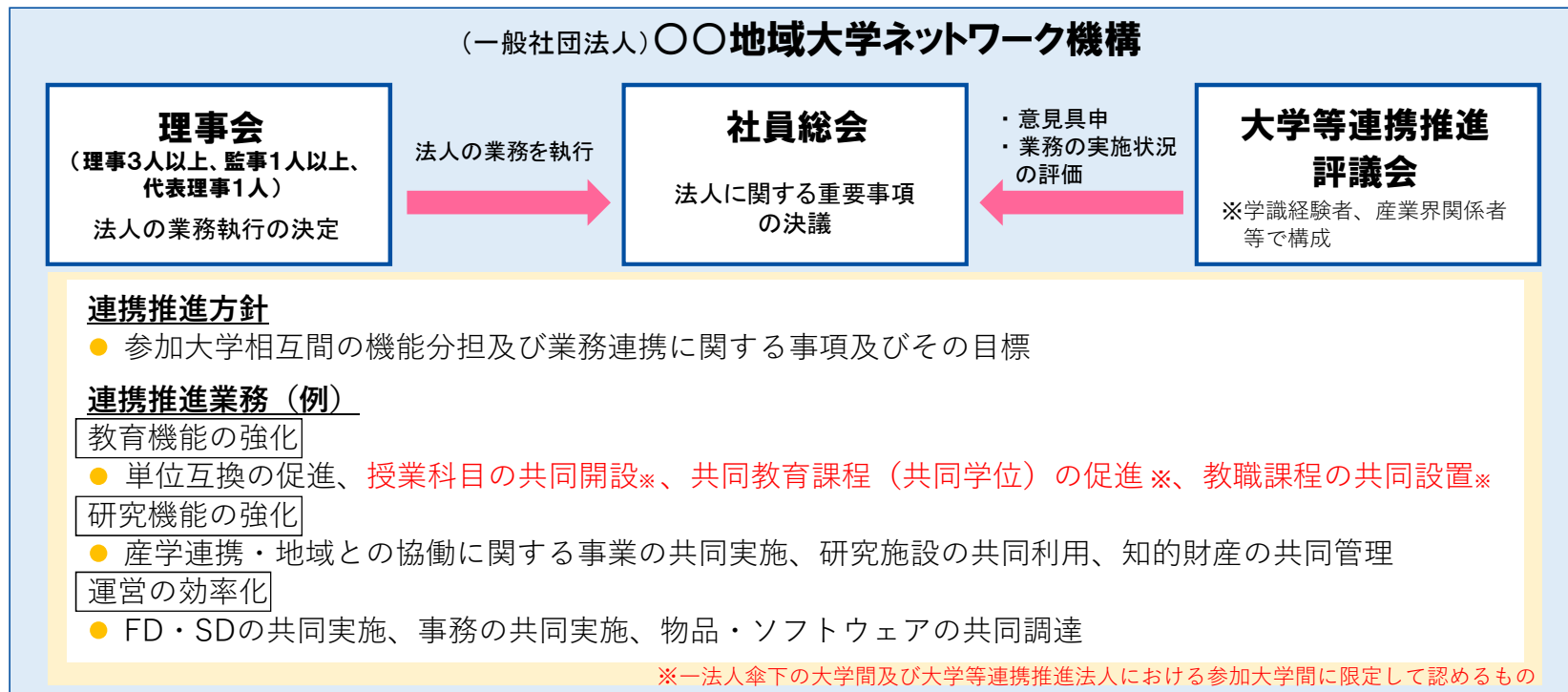
複数大学設置法人のガバナンスについて（学校法人の場合）

認定要件

最高の意思決定機関 業務の決定、理事の監督	理事会	
代表者、業務の総理	理事長	
理事の数	理事 5 名以上	
監査機能	監事 2 名以上	
諮問機関	評議員会	
公益性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の内容の公表 財務書類、監査報告書等の公表 役員名簿、役員報酬基準の公表 	
教学の責任者	各大学の学長	
教学管理体制 (教学上の特例の論点)	<ul style="list-style-type: none"> 参加大学の教学の責任者等で構成される協議の場の設置、協定の締結 参加大学数の制限 	

大学等連携推進法人(仮称)のイメージ

- グランドデザイン答申を踏まえ、国公私の枠組みを超えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど各大学等の強みを生かした連携を可能とする制度を導入する。
- 具体的には、複数大学の参画の下、①地域や分野における大学間の連携推進方針を策定し、②連携推進業務を目的とする一般社団法人を、③文部科学大臣が認定し、④教学面での一定の規制緩和措置を認める制度を検討する。



※①毎年度、当該年度における連携推進業務の実施計画を定め、当該年度の開始前に、②毎年度終了後3月以内に、当該年度における連携推進業務の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出。

大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 理事会を置いていること
- 大学等連携推進評議会を置く旨を定款で定めていること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること
- 大学間の教学管理体制が具備されていること

